

▼ＩＮＤＥＸ▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～有給休暇取得、企業に責任・・・時期指定義務づけへ～外３件
■【内部監査情報】
・平成２６年度の内部監査全日程が終了しました。
■【連載企画】
・Ｈ・直樹「内部監査規程の解説」
■【お知らせ】
・内部監査事例報告会について
■【Audit Cafe】
・給与の強制！？ - 事件は会議室で起こっていた -

表題写真：広瀬川河畔のサザンカ

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　～有給休暇取得、企業に責任・・・時期指定義務づけへ～外３件

・有給休暇取得、企業に責任・・・時期指定義務づけへ
・土砂災害の残業代不正受給、広島　１１５万、市職員免職
・全国７外大が協力し、学生の通訳ボランティア人材育成へ
・法科大学院、補助金配分率トップは早稲田大学

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm



内 部 監 査 情 報

・平成２６年度の内部監査全日程が終了しました。



平成２６年度内部監査については、昨年５月２０日（火）開催の部局長連絡会議において、「平成２６年度内部監査基本計画書」により実施計画について報告しているところですが、平成２７年１月３０日（金）をもって、重点事項としていた全ての監査が終了しました。監査対象部局の皆様には、資料の準備や各関係者との日程調整など、多くの負担をおかけしましたが、内部監査の円滑な実施にご協力いただきましたことを、心より御礼申し上げます。

現在、標準会計監査やハラスメントの防止等に関する監査、フォローアップ監査の調書等をとりまとめているところですが、内部監査報告書（案）を作成し、後日、監査の結果

について齟齬がないか、部局の皆様と意見調整をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

平成２６年度内部監査基本計画書 重　点　事　項	実施期間
競争的資金の監査	H26.7/7～8/29
標準会計監査	H26.12/8～H27.1/22
フォローアップ監査	H26.12/10～H27.1/30
ハラスメントの防止等に関する監査	H27.1/20～1/29

【内部監査】については、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

連　載　企　画

内部監査 H・直樹 内部監査の倍返し

「H・直樹による内部監査の倍返し」は、内部監査等において見受けられた事例等を取り上げて紹介する新コーナーで、これまでの「教えて成田くん！」や「How to 東山クン！」を発展的に引き継ぎ、一見些細なことながら、実は法令違反の可能性、会計検査院に指摘される恐れがあるもの等、大きなリスクを有している事例について迫る予定です。

第４回のテーマは**“内部監査規程の解説”**と題してお送りします。どうぞ最後までお付き合いください。

今年初めてとなる**「H・直樹」**では、監査室が実施している内部監査の原点となる「内部監査規程」について、解説させていただきたいと思います。



皆さんは「国立大学法人東北大学内部監査規程」（以下、「監査規程」という。）及び「国立大学法人東北大学内部監査実施細則」（以下、「実施細則」という。）をご覧になったことはあるでしょうか？

正直、私は監査室に来るまでどちらも見たことがありませんでした。

監査と言えば、忙しいのに準備や監査の対応をしないといけない、悪いところを指摘される・・・という後ろ向きなイメージが強く、「何で監査を受けないといけないんだろう」と思われる方も多くいらっしゃると思います。



監査室では、このようなマイナスイメージを払拭するため、おうでぃっとめーるや監査事例集等の広報活動を通して、“なぜ監査が必要なのか”、“何のために監査を実施するのか”をお伝えしているところですが、今回は皆様の“なぜ・・・”について、規程等を通してお伝えするとともに、部局等の皆様との実際のやり取りがどう規程等と関わっているか、一部ではありますが、紹介させていただきたいと思います。

1. 何のために監査をするの？

《監査規程》

第２条　内部監査は、**本学における業務の遂行状況を監査**し、及び内部統制を評価することにより、**業務の適正な遂行及び経営の合理化・効率化を図る**とともに、監事及び会計監査人の行う監査の円滑な遂行に寄与することを目的とする。



内部監査は、不正を摘発するというようなものではなく、業務の改善を提案し、不正の防止や事務処理の効率性や有効性を高める前向きのものなのです。



2. 監査担当者は何で直接指示してくれないの？

《監査規程》

第７条　監査担当者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　内部監査は、すべて事実に基づいて行い、判断及び意見の表明に当たっては、常に公正不偏な態度を保持すること。

二　内部監査の遂行上知り得た事実を、正当な理由なく他に漏らしてはならないこと。

三　**内部監査を受ける部局等（以下「監査対象部局」という。）に対し、業務の処理方法等について、直接に指揮命令をしてはならないこと。**



不適切な事例を発見した場合、規則やマニュアル等に記載があるものについては、その内容を説明させていただくのですが、それらに記載のないことについては、監査担当者が独自の判断で、指揮命令を行うことはできません。（アドバイス的なものはさせていただくことはありますが…。）直接の指揮命令は、原則、所掌部署から行っていただくことになりますが、監査室としても今後同じような問題の発生を防ぐための方策について、所掌部署と話し合いながら見つけ出すように心懸けています。



3. 監査報告書や改善計画（状況）回答書はなぜ部局長まで決裁しないといけないの？

《監査規程》

第１５条　監査室長は、監査調書を承認したときは、当該監査調書を作成した監査担当者と協議の上、当該監査調書その他の資料に基づき内部監査報告書を作成し、総長に報告しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合には、あらかじめ口頭により報告することができる。

２　監査室長は、前項の規定による総長への報告の後、**当該内部監査報告書を監査対象部局の長に回付するものとする。**

第１６条　監査室長は、当該内部監査報告書に改善のための措置等を講じる旨の記載がある場合には、**監査対象部局の長に当該措置等を講じるよう通知するものとする。**

２　前項の通知を受けた**監査対象部局の長は、速やかに改善のための措置等を講じ、その結果を監査室長に回答しなければならない。**

３　監査室長は、前項の回答があったときは、これを総長に報告するとともに、当該業務を所管する理事又は副学長（以下「所管理事等」という。）に回付するものとする。

《実施細則》

第８条　内部監査規程第１５条第１項に規定する内部監査報告書（以下「内部監査報告書」という。）は、次に掲げる区分により作成するものとする。

一　監査の結果を要約した報告書　別紙様式６－１

二　**監査対象部局別の詳細な報告書**　別紙様式６－２

２　前項に定めるものの他、内部監査報告書として、その他必要な書類を作成することがある。

第９条　監査室長は、**前条第１項第２号に掲げる報告書（以下「詳細報告書」という。）を作成したときは、当該監査対象部局に対し、その内容の確認を行うものとする。**

第１２条　内部監査規程第１５条第２項の規定により**監査対象部局の長に回付する内部監査報告書は、詳細報告書とする。**



内部監査報告書は、要約版の報告書と部局別の詳細版報告書に区分し、監査室長が作成し、総長に提出するものですが、事前に必ず事実誤認等がないかについて、意見調整をさせていただいた上で、総長に報告しています。監査報告書は、諸会議への報告（※）後、詳細版報告書を部局長に送付させていただいているところですが、残念ながら、事務（部）長限りの決裁となっている部局も見受けられております。部局の責任者

である部局長に内容を認識していただき、必要に応じて、責任を持って改善を図っていただく必要がありますので、監査報告書が送付された際には、**部局長までの報告が必須のものとなります。**

なお、学内規程やマニュアル等の内容を部局で実際に遵守しようとすると事務処理が非効率になるなど、ルールと実務の間で不整合が生じていると思われる案件については、別途、本部事務機構の所掌部署に対して、意見させていただいております。（※　諸会議では、部局名を伏せた要約版にて報告しています。）



4. 監査報告書って、学外に公表していけないの？



なぜ学外に公表してはいけないかというと、次の理由が挙げられます。

① 監査規程第2条のとおり、内部監査は、本学の業務の改善を目的としており、その監査結果は総長が本学の業務を遂行する上で活用するべきものである。
② 監査報告書には、本学の業務運営上の重要な意思決定に関わる内容が含まれる場合があり、学外へ公表すると本学の業務運営に著しく支障を来すおそれがある。

基本的に上記の目的で実地監査を行っていることから、監査結果が学外に公表され、万が一対象部局において何らかの不利益を被ることになると、部局と監査室の間の信頼関係も損なわれ、実地監査等にご協力いただけなくなるという事態も想定されます。

そのため、監査報告書は、会計検査院や外部監査において、提出を求められた際にも提出はしておりません。監査室のＨＰで各監査の要約版報告書を掲示しておりますが、もちろん外部から閲覧することはできませんし、外部への公表を避けるため、印刷できない設定とさせていただいております。

また、部局等の皆様が受託研究等において外部監査を受検される際に監査報告書の提出を求められた際にも、当該報告書は提出しないようお願いします。（どうしても必要という場合には、監査室にご相談ください。）

簡単にではありますが、監査規程の一部を覗いていただき、内部監査のことを少しでもご理解いただけたら幸いです。

なお、お時間のある方はこちらをご一読いただければと思います。

⇒ 「国立大学法人東北大学内部監査規程」

⇒ 「国立大学法人東北大学内部監査実施細則」

by yuming



お　知　ら　せ

・内部監査事例報告会について



平成２６年１２月１５日付けでご案内しておりました内部監査事例報告会ですが、**何と６２名というたくさんの参加申し込みをいただきました。**この場を借りて御礼を申し上げます。

なお、内部監査事例報告会において使用する資料は当日配付する予定ですが、事例報告会終了後、監査室のＷＥＢページに掲載する予定ですので、今回は業務の都合等で、残念ながら参加できなかったという方も、お時間のあるときにご覧いただけましたら幸いです。

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「給与の強制！？ - 事件は会議室で起こっていたー」と言うお題のようです。いったいどんな話になることやら・・・。



皆さんは、日頃、職場で会話をしている時に「え？」と聞き返されたり、電話をかけて名乗った時に「すいません。もう一度お名前を・・・」と言われたりすることはありませんか？私は声が小さいのか、滑舌が悪いのか、かなり頻繁にこういった場面に出くわします。“自分の発した言葉が相手に正確に伝わらない”のです。それは、時として恐ろしい事件に発展します。そう、あの時も、そして、あの時も・・・



あれは監査室に配属されて３年目を迎えた昨年１０月のことです。室長から思わぬ話を耳にしました。私が監査室に異動する前に某部局に所属していた頃、室長が打合わせをするために本部のある会議室のドアを開けたところ、私が一人で椅子に足を組んで踏ん反り返るように座っており、室長が「Kくん、何しているの？」と聞くと、私が座ったまま振り返り、愛想なく吐き捨てるようにこう答えたらしいのです。
「・・・キュウヨノキョウセイ！」
それを聞いた室長は、(ダメだこりゃ。Kくん、昔とずいぶん雰囲気変わっちゃったな～。)と思い、以来、私に対するイメージが変わったというのです。しかも、その影響もあり、私の監査室への異動について打診があった際に、所属部局の事務長に電話をかけ、私の“人となり”について問題ないか確認までしたというのです。私はショックでした。その昔、３か月という短い期間でしたが、室長と一緒の部屋で働かせていただいたこともあり、むしろ、私のことを覚えていてくれて、監査室に引っ張ってくれたんだ！と勝手に思い込んでいたからです。
でも、ちょっと待ってください。実はこの会議室でのエピソード、私は全く記憶にないのです。まず、「給与の強制」という言葉の意味（その昔、給与事務で行われていた大変な作業らしいです）を知らないし、給与事務に携わったこともないのです。室長いわく「給与の研修」と言ったのが「給与の強制」に聞こえたのかもしれないとのことですが、自分の中では『人違い』という結論を出し、その後は気にすることもなく毎日を過ごしていました。しかし、ある日、「第二の事件」が室内で勃発したのです。

その日は１２月から１月にかけて実施する内部監査（標準会計監査）の担当者割振りの最終調整作業を行っており、会計系監査の主担当である四天王の某係長と私は、監査対象全１５部局中１３部局に往査する予定となっていました。監査日程を確認する過程で、『災害科学国際研究所』が青葉山新キャンパスの新棟に移動したことが話題となり、係長が「どんな建物かなー。楽しみだねー。」と話をされたので、「そうですねー。」と相槌をしながら日程表を確認したところ、あれ？災害研の担当者に私の名前がありません。思わず、「あっ俺いかねんだー！（俺行かないんだー)」と独り言のように言葉を発したところ、室内の空気が急に凍りつき、シーンと静まり返りました。え？何か失言したかな・・・と思い、パソコンの画面から顔を上げたところ、コワイ顔をした係長からこんなことを言われました。「Kくん！『行かねーよ！』ってどういうこと？」「えー？係長に対してそんなこと言う訳ないじゃないですか！」と弁明するも時すでに遅し。室長も H・直樹氏も驚いた表情で固まっており、どうやら室内全員、私が四天王に「(あんた）行かねーよ！」と暴言を吐いてしまった、やっちまったなー、と思っているようでした。その時、ピーン！と頭の中に、あるフレーズが思い浮かびました。

！！！！！！！！！！！！！！！！『給与の強制』！！！！！！！！！！！！！！！！

これが、給与の強制事件の真相だったのかもしれない。滑舌が悪かったのか、(はたまた、私の心の声が出てしまったのか今となっては分かりませんが)、私は深く反省し、これから

はなるべく口を大きく開けて、滑舌良く、相手に伝わるように話そうと心に誓ったのでした。
　皆さんは、自分の発した言葉が相手に正確に伝わっているでしょうか。自分の知らない間に「給与の強制」事件が起きているかもしれませんよ・・・。

P.S　事件の翌日、監査日程表を見てみると、『災害科学国際研究所』の監査担当者欄に私の名前が追加されていました。お陰様で災害研の新しく綺麗で立派な建物を拝見することができました。これが、四天王の“優しさ”なのです。

“三年連続でノロわれた K”

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆おうでぃっとめーるに関するお問い合わせやご意見、ご感想は下記までお寄せください。

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、菊地、西川）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
おうでぃっとめーるの無断転載を禁止します。